

消食表第96号  
令和元年6月11日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）が一部改正され、第12条の規定により別表第1に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「アルゴン」、「イソブチルアミン」、「イソプロピルアミン」、「sec-ブチルアミン」、「プロピルアミン」、「ヘキシルアミン」、「ペンチルアミン」及び「2-メチルブチルアミン」が追加されました。

これを踏まえ、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を明確化すべきと判断した点について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。